

公 告

地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、香南清掃組合が発注する物品等一般競争（指名競争入札を含む。以下同じ。）入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和6年2月20日

香南清掃組合 組合長 平山 耕三

第1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

競争入札に参加できる者は、審査基準日（令和5年12月1日）における事項において、資格審査を受け、香南清掃組合競争入札参加資格有資格者名簿に登録された者とする。ただし、次に掲げる事項に該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者
- 2 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- 3 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- 4 直前1年間に手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- 5 香南清掃組合事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則第3条各号のいずれかに該当する者
- 6 令和5年11月30日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。
- 7 香南清掃組合構成市内業者について、代表者個人が令和5年11月30日までに納期限の到来した香南清掃組合構成市の公租、公課ならびに使用料を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。

第2 申請書の提出時期及び方法

1 申請書提出期間

令和6年3月1日(金)～令和6年3月29日(金) 午後5時

2 提出書類

- (1) 競争入札参加資格審査申請書
- (2) 添付書類

※提出書類①～⑫は、A4判フラットファイルに綴じ、ファイルの背表紙に商号または名称を記入し、1部を提出すること。

※香南清掃組合構成市いずれかの競争入札参加資格者名簿に登載されたものは、電子申請システムから発行された資格決定通知書を添付することで、提出書類の内
(1)及び(2)①～⑨までの書類は不要であるが、⑩～⑮までの太字で示した書類については提出すること。なお、その場合はフラットファイルではなく、クリアファイルにはさんで提出すること。また、従前どおりの提出も今回は認める。

- ① 営業概要書
 - ② 営業種目一覧表
 - ③ 営業実績調書
 - ④ 法人事業者は登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、
個人事業者は代表者の身分証明書（写し可）
 - ⑤ 印鑑証明書の写し（実印を契約印として使用する場合）
 - ⑥ 納税証明書（受任者である営業所の証明書も提出すること）（写し可）
 - (ア) 国税個人事業者、法人事業者の証明書
 - (イ) 県税滞納なし又は未納の税額がないことの証明書
 - (ウ) 市税滞納なし又は未納の税額がないことの証明書
(香南清掃組合構成市内業者については令和6年1月1日、香南清掃組合構成市外業者については令和5年11月30日までに納期限の到来した税について滞納がない旨の証明書)
 - ⑦ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書
 - ⑧ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書2部（うち1部写し可）
 - ⑨ 営業に係る許可証・認可証等の写し
 - ⑩ 年間委任状（年間を通じて入札、契約等の権限を委任する場合のみ。様式は任意）
委任期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
 - ⑪ 代表者個人の市税納税証明書または様式1（香南清掃組合構成市内業者のみ）
代表者が香南清掃組合構成市外に住民登録し、市税について課税がない場合は、様式1により市町村等税務課において証明を受けてください。
 - ⑫ 収納状況調査についての承諾書（香南清掃組合構成市内業者のみ）（様式2）2部（1部写し可）
 - ⑬ 香南清掃組合構成市の競争入札参加資格者名簿に登載された内容について、構成市に香南清掃組合が確認することの同意書（様式3）
 - ⑭ 返信用封筒（審査後受付票を返送します。84円切手貼付、定型サイズ、返送先記入、ハガキ不可です）
 - ⑮ 一般競争入札参加資格審査申請書（電子申請システム利用の場合要）（様式4）
- ※官公署発行の証明書類については、申請の日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。また、追加で書類の提出を求める場合がある

3 有効期間

2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

4 申請書の提出先

〒783-0023 高知県南国市廿枝1455

香南清掃組合 TEL088-863-1177

5 提出の方法

持参または郵送 令和6年3月29日（金）午後5時必着

第3 資格の取消し

香南清掃組合長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 第1の1～7に掲げる事項のいずれかに該当することとなった者
- 2 提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、または虚偽の記載をした者

第4 申請書の変更届

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を直ちに香南清掃組合長に提出しなければならない。

第5 組織変更等に伴う再審査

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができるものとする。この場合においては、速やかにその旨を香南清掃組合長に届け出なければならない。

第6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を香南清掃組合長に報告しなければならない。この場合においては、有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者。
- 2 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った者。